

新	旧
<p>(登録)</p> <p>第1条 登録は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「日本協会」という）が定める登録手続きを行い、一般社団法人新潟県サッカー協会（以下「県協会」という）で承認を受け、日本協会にて受理された時点で完了とする。</p> <p>2 追加登録は、日本協会が定める追加登録手続きを行い、県協会での承認を受け、日本協会にて受理された時点で完了とする。</p> <p>3 外国籍の選手の登録の人数は制限しない。但し、外国籍の選手の試合への出場は、大会での規定がなければ、3名までとする。</p> <p>(移籍)</p> <p>第2条 年度途中の移籍は、日本協会が定める手続きにて行い、県協会にて承認を受け、日本協会にて受理された時点で完了とする。</p> <p>2 登録切り替え時での移籍は、これに該当しない。</p> <p>3 移籍選手の試合への出場は、移籍手続きの完了日から可能である。 但し、北信越フットボールリーグ参加チームの、移籍選手の試合への出場は、北信越フットボールリーグ規定による。</p> <p>(追加登録)</p> <p>第3条 追加登録は、日本協会が定める追加登録手続きを行い、県協会での承認を受け、日本協会にて受理された時点で完了とする。</p> <p>2 追加登録選手の試合への出場は、追加登録手続き完了日から可能である。 但し、北信越フットボールリーグ参加チームの、追加登録選手の試合への出場は、北信越フットボールリーグ規定による。</p>	<p>(登録)</p> <p>第1条 登録は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「日本協会」という）が定める登録手続きを行い、一般社団法人新潟県サッカー協会（以下「県協会」という）で承認を受け、日本協会にて受理された時点で完了とする。</p> <p>2 日本協会への選手登録は毎年行う事とし、原則4月1日から翌年3月31日まで有効とする。 但し、北信越フットボールリーグ参加チームの選手登録については、北信越フットボールリーグ規定による。</p> <p>3 追加登録は、日本協会が定める追加登録手続きを行い、県協会での承認を受け、日本協会にて受理された時点で完了とする。</p> <p>4 外国籍の選手の登録の人数は制限しない。但し、外国籍の選手の試合への出場は、大会での規定がなければ、3名までとする。</p> <p>(移籍)</p> <p>第2条 年度途中の移籍は、日本協会が定める手続きにて行い、県協会にて承認を受け、日本協会にて受理された時点で完了とする。</p> <p>2 登録切り替え時での移籍は、これに該当しない。</p> <p>3 移籍選手の試合への出場は、移籍手続きの完了日の翌日より可能である。 但し、北信越フットボールリーグ参加チームの、移籍選手の試合への出場は、北信越フットボールリーグ規定による。</p> <p>(追加登録)</p> <p>第3条 追加登録は、日本協会が定める追加登録手続きを行い、県協会での承認を受け、日本協会にて受理された時点で完了とする。</p> <p>2 追加登録選手の試合への出場は、追加登録手続き完了日の翌日から可能である。 但し、北信越フットボールリーグ参加チームの、追加登録選手の試合への出場は、北信越フットボールリーグ規定による。</p>

(その他)

第5条 登録・移籍・追加登録について疑義ある時は、県協会の定めに従うものとする。

2 選手登録事務は、新潟県社会人サッカー連盟総務部が行う。

附則

本要則は、平成 9年 3月30日より施行する。

平成18年 3月26日改訂

平成26年 4月 1日改定

令和 6年 4月 1日改定

(その他)

第5条 登録・移籍・追加登録について疑義ある時は、県協会の定めに従うものとする。

2 選手登録事務は、総務部が行う。

附則

本要則は、平成 9年 3月30日より施行する。

平成18年 3月26日改訂

平成26年 4月 1日改定